

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年四月十七日

告示

岐阜県告示第二百五十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

家畜伝染病の発生	(家畜防疫対策課)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定	(同)	一
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定	(同)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定	(同)	一
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び事業を停止する区域の指定	(同)	二
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定	(同)	二
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正	(同)	二

岐阜県告示第二百五十三号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

中津川市蛭川及び恵那市笠置町毛呂窪

2 移出を禁止する区域

中津川市駒場、駒場町、下野、瀬戸、千旦林、高山、津島町、手賀野、苗木、茄子川、福岡、柳町四丁目、柳町五丁目及び柳町六丁目、瑞浪市釜戸町、恵那市飯地町、大井町、長島町、長島町久須見、長島町正家、長島町正家一丁目、長島町正家二丁目、長島町正家三丁目、長島町中野、長島町中野一丁目、長島町中野二丁目、長島町中野三丁目、長島町永田、長島町鍋山、笠置町河合、笠置町姫栗、笠置町河合姫栗入会地、武並町新竹折、武並町竹折、武並町藤、中野方町、東野、三郷町佐々良木及び三郷町野井、加茂郡八百津町潮見並びに加茂郡白川町切井及び黒川

岐阜県告示第二百五十四号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十一年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

恵那市串原、山県市大桑及び本巣市政田

岐阜県告示第二百五十五号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十三条及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十一年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第五条の規定により、家畜の種類及び畜場において当該家畜に係る事業を停止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

岐阜市境川

岐阜県告示第二百五十六号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示（平成三十一年岐阜県告示第二百十四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月十八日から適用する。

平成三十一年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

美濃加茂市あじさいヶ丘二丁目、あじさいヶ丘三丁目、あじさいヶ丘三丁目、加茂野町市橋、加茂野町今泉、加茂野町加茂野、加茂野町木野、加茂野町鷹之巣、蜂屋台一丁目、蜂屋台二丁目、蜂屋町伊瀬、蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋、蜂屋町中蜂屋

及び山崎町並びに加茂郡富加町大山、加治田、高畑、滝田、羽生及び夕田

平成三十一年四月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜文芸社